

指定管理者候補の選定について

西伊豆町では、指定管理者選定委員会を開催し、下記期間の指定管理者候補を選定しました。

1 指定管理者を選定する施設及び指定管理期間

施設名	指定管理期間
田子診療所	令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで (10年間)
安良里診療所	令和7年4月1日から 令和17年3月31日まで (10年間)
仁科地区農林水産物等直売所（はんばた市場）	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで (5年間)
黄金崎公園休憩施設「こがねすと」	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで (5年間)
町有12施設 (町営宿泊施設「やまびこ荘」、西天城高原「牧場の家」、公衆浴場「せせらぎの湯」、公衆浴場「なぎさの湯」、公衆浴場「しおさいの湯」、沢田公園露天風呂、安城岬ふれあい公園、黄金崎公園ダイビング休憩施設、黄金崎公園根合駐車場、黄金崎クリスタルパーク、町営宇久須キャンプ場、西伊豆ワーケーション施設)	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで (5年間)

2 選定委員会開催の概要

(1) 日 時 令和6年10月29日 午後1時30分～午後5時40分

(2) 出席委員 9名

委員長(副町長)、住民代表3名(観光協会長、商工会長、消費生活研究会長)、経営診断専門家2名、総務課長、産業振興課長、健康福祉課長

(3) 選定方法

①田子診療所、安良里診療所

申請者に説明を求め、提出された申請書類の内容を審査し、指定管理者候補を選定しました。

②仁科地区農林水産物等直売所（はんばた市場）、黄金崎公園休憩施設「こがねすと」

申請者に説明を求め、提出された申請書類について、7評価項目20視点、合計得点120点に基づき各委員の合計点を合算し、選定委員数で除した平均点により、合計得点120点の70%を基準として指定管理者候補を選定しました。

③町有 12 施設

各申請者に説明を求め、提出された申請書類について、7 評価項目20視点、合計得点120点に基づき各委員の合計点を合算し、選定委員数で除した平均点により、合計得点120点の70%を基準として、最高得点者を指定管理候補者に選定しました。

<審査項目>

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・ 経営に関する計画 | ・ 団体の状況、基本方針 |
| ・ 管理運営の能力 | ・ 組織体制に関する計画 |
| ・ サービスの向上及び利用促進計画 | ・ 地域との連携 |
| ・ 危機管理体制 | |

3-1 施設の選定経過

田子診療所

(1) 募集方法 非公募

<理由>

- ①西伊豆町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
第6条第1項第1号

「当該施設の性格、規模、機能により公募することが適さないと認めるとき」

- ②西伊豆町指定管理者制度運用指針Ⅱ-3-(3)-ア

「(ウ)当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合」

(2) 指定管理者候補の選定

- ①指定管理者候補 公益社団法人 地域医療振興協会

②選定経過

申請者に説明を求め、質疑応答を経て、申請書類の内容を審査し、選定委員会の総意として、公益社団法人 地域医療振興協会を田子診療所の指定管理者候補とすることについて適当であると認められました。

3-2 施設の選定経過

安良里診療所

(1) 募集方法 非公募

<理由>

- ①西伊豆町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
第6条第1項第1号

「当該施設の性格、規模、機能により公募することが適さないと認めるとき」

- ②西伊豆町指定管理者制度運用指針Ⅱ-3-(3)-ア

「(ウ)当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合」

(2) 指定管理者候補の選定

- ①指定管理者候補 公益社団法人 地域医療振興協会

②選定経過

申請者に説明を求め、質疑応答を経て、申請書類の内容を審査し、選定委員会の総意として、公益社団法人 地域医療振興協会を安良里診療所の指定管理者候補とすることについて適当であると認められました。

3-3 施設の選定経過

仁科地区農林水産物等直売所（はんばた市場）

（１）募集方法 非公募

<理由>

①西伊豆町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
第6条第1項第6号

「当該施設の適正な運営を確保するために必要と認めるとき」

②西伊豆町指定管理者制度運用指針Ⅱ-3-(3)-ア

「(ウ)当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合」

（２）指定管理者候補の選定

①指定管理者候補 西伊豆産地直売企業組合

②選定経過

申請者に説明を求め、質疑応答を経て、評価項目に沿い委員による評価を行いました。

なお、委員の商工会長は申請者（説明者）のため評価には加わらず、委員8名で評価を行いました。

<採点> 97.0 / 120（点）

上記採点結果を踏まえ、選定委員会の総意として、西伊豆産地直売企業組合を仁科地区農林水産物等直売所の指定管理者候補者とすることについて適当であると認められました。

3-4 施設の選定経過

黄金崎公園休憩施設「こがねすと」

(1) 募集方法 非公募

<理由>

- ①西伊豆町の公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
第6条第1項第1号

「当該施設の性格、規模、機能により公募することが適さないと認めるとき」

- ②西伊豆町指定管理者制度運用指針Ⅱ-3-(3)-ア

「(ウ)当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合」

(2) 指定管理者候補の選定

- ①指定管理者候補 伊豆半島ジオガイド協会

- ②選定経過

申請者に説明を求め、質疑応答を経て、評価項目に沿い委員による評価を行いました。

<採点> 92.2 / 120 (点)

上記採点結果を踏まえ、選定委員会の総意として、伊豆半島ジオガイド協会を黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者候補者とするについて適当であると認められました。

3-5 施設の選定経過

町有 12 施設

(1) 募集方法 公募

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ①募集要項の配布期間 | 令和6年8月23日～令和6年9月13日 |
| ②説明会 | 令和6年9月18日 午前9時30分～午後4時
2者参加 |
| ③質問受付期間 | 令和6年9月19日～令和6年9月30日
質問4件 |
| ④質問回答期間 | 令和6年10月1日～令和6年10月4日 |
| ⑤申請書受付期間 | 令和6年10月8日～令和6年10月18日 |
| ⑥申請者数 | 2者 |

(2) 指定管理者候補の選定

- ①指定管理者候補 ビル保善グループ（代表 東海ビル保善株式会社）
- ②選定経過

各申請者に説明を求め、質疑応答を経て、評価項目に沿い委員による評価を行い、最高点を候補者としてしました。

<採点> 99.4 / 120 (点)

※西伊豆町指定管理者制度運用指針「VI-1-(5)モニタリング結果におけるインセンティブの付与」の規定により、3点を加算しています。

上記採点結果を踏まえ、選定委員会の総意として、ビル保善グループ（代表 東海ビル保善株式会社）を町有12施設の指定管理者の候補者とするについて適当であると認められました。